

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した スポーツ少年団活動ガイドライン

1 基本方針

- (1) スポーツ少年団活動の実施(再開)に当たっては、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこと。
- (2) 専門家会議で示された「3つの条件(①換気の悪い密閉空間, ②多くの人が密集, ③近距離での会話や発声)」を避けるよう、スポーツ少年団活動の実施内容や方法を工夫すること。
- (3) 団員に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。

2 感染症拡大防止に配慮した活動の具体策

- (1) 毎朝に自宅等で体温測定を実施し、体温が 37.0 度以上の場合や風邪症状がある場合には、活動に参加さないようにすること。
- (2) 活動中に団員の体調不良が把握された場合には、速やかに帰宅させるようにすること。
- (3) 石けんを使った正しい手洗いと咳エチケットを徹底すること。
- (4) 免疫力を高めるため、適度な運動とともに十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がけさせること。
- (5) 活動は週 4 日以内、1 日 2 時間以内を厳守すること。(第 3 日曜日は、全県一斉活動休止日)
- (6) 身体接触を伴う近距離での対人練習を減らしたり、チームスポーツでは人が密集する機会を少なくしたりするよう工夫すること。活動中や活動前後のミーティングでは、十分な間隔を取ること。
- (7) 屋内の活動では、施設の広さに応じた適切な人数となるよう留意すること。
また、こまめな換気を必ず行うこと。(例: 30 分毎に 5~10 分程度の換気)
- (8) 必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所(ドアノブや手すり等)を消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使って清掃すること。
- (9) 市町村スポーツ少年団本部や各单位団等が主催・主管する交流大会・招待大会において、上記「3つの条件」の回避や安全な衛生環境の確保が保障できない場合には、当面の間その開催を中止及び延期、規模縮小すること。
- (10) 競技団体が主催・主管する大会等において、上記「3つの条件」の回避が十分でない場合や安全な衛生環境の確保が保障できていないと判断された場合には、当面の間参加を自粛すること。
- (11) 県外への遠征や合宿は、当面の間行わないこと。
- (12) 練習試合は、感染防止対策や規模縮小に十分配慮しつつ、当面の間近隣のチームと行うこと。
- (13) このほか、市町村の新型コロナウイルス対策本部や教育委員会の定めた方針に沿って活動を行うこと。